

## DACSプログラムに見る現代政策学部女子学生セミナーの試み — 教育政策と政策評価を考える —

柳澤 智美

### 1. 教育政策をめぐる現状

今日の政策評価とは、行政機関が、その必要性、有効性などの指標をもとに自己評価を行うものである。教育政策評価と題された場合であっても、それは同様であり、あくまでも自己評価の域を出ない。つまり、教育政策評価とは教育評価とはいえない。その内容はきわめて限定的なものといえる。

また教育政策評価であって教育評価ではないという点は、「教育の成功や充実を目指しているものではないということである<sup>1)</sup>」とあるように、あくまでも政策評価とは政策実施が、政策目標に沿った形で行われたかどうかを検討するためのものである。教育上どれほどの効果をもたらしたか、または、教育制度の発展や普及がどのような変化をもたらしたかなどを図るためのものではない。例えば、第三者機関を使い政策評価をするにあたってはその効果が必ずしも国民の期待している効果と同じとは限らず、評価基準は不明確で恣意的・表面的なものとなることがある。透明性や報告の義務という観点から政府の資料として公開されたとしても、過去からの時系列データを取得することは難しく、近年の分に限られてしまう。時系列で、政策の変化を比較し、検討するためには、日ごろから、よほどの興味を持って、コピー等を保管する必要がある。本来、政策評価は国民に開示するために行われるべきである。しかし、現在の状況下において、国民に分かりやすい評価を行っているとは言い難い。情報開示の意識が国民側にも高まりつつあり、今後、更なる意識改革が期待される。「さて、教育政策評価についてい

えば、独立行政法人化した研究機関等や国立大学法人、直轄機関として残った国立教育政策研究所などの評価が進められることになる。このほか大学評価なども広い意味では教育政策評価の一環となる。様々な補助金や研究資金の申請などにおける審査も実質的には政策評価における事前評価であるし、事後評価も実施されている。いまやあらゆる施策が政策評価の対象となっており、これに対して適切な見方を確立していかなければ、政策評価によって教育活動や実践が左右されることになりかねない。同時に世間からも様々な評価が行われている。受験産業の評価が大きな影響を持っているがリクルートなどのような情報産業も活発に動いている。特に大学に関してはコンサルタント会社が大学改革に関してアプローチをはかっている。近年の傾向は大手の新聞社などと受験産業が手を組み評価を含む大学情報を売り出していることである。これらの中にはもと文部科学省の官僚だった人物が大学に籍を得ることで大学人としての立場にいるような形で、内容的には文部科学省の政策を宣伝するという論文や発言が増えていることである。この動きは受験情報の他に、教育や研究を企業活動の対象としてそこから利益を上げる動き（行政側からは「民間活力の活用」）をいかに進めるかという企業、産業界の動きが非常に強いことを見ておかななくてはならない。大学の側でも大学業務のアウトソーシングなどがいわれ、自ら子会社を作って収益事業を拡大しようとする動きもある<sup>2)</sup>。このようなことも含めて、大学はあらゆる機関からの情報と動向に対応を迫られているのが現状といえる。政府の政策動向や、受験産業界、高校側からの要請、父母

からの要請など様々な対応を求められているのである。

## 2. 教育政策評価の目的

教育とは、教育を受ける側と、受けさせる側、そのサービスを提供する側の3者の目的が同じ場合に最も効果があるといえる。その結果、人材の育成、教育的価値の向上、教育を受ける側の将来の可能性を広げ、様々な差別のない社会形成へつながるものでなくてはならない。

教育に関する問題は様々な場面で取り上げられており、世界人権宣言第26条、国際人権規約の社会権規約第13条、第14条などをはじめとする、国際条約や勧告、国際会議の宣言などにも記載されている<sup>3)</sup>。だが、それらは多くの問題点を抱えており、十分な検討を必要としている<sup>4)</sup>。

教育政策は教育の目的を実現するために策定されるべきであり、そのためには教育政策は差別なく利益をもたらす必要がある。つまり特定の対象だけに利益のあるものであってはならない。そのためには教育を受ける側、提供する側が常に教育政策に興味をもちつつ、その意見の反映がなされた政策が策定される必要がある。義務教育などに関わる費用の問題、教育に関わる費用がどのように受け止められているかもまた検討が必要である。そもそも、営利目的では評価することができないために政策評価を必要とするケースが多い。そのため、費用に関連する問題がつきまとうのが当然といえる。

資源の再配分という名目で、教育に力を注ぐという目標を掲げることは初めこそ言われるが、基本的には財政支出を抑えたいというのが根底にある。そのため、経済効率や、資源効率を考えた際に、どのように資源を分配するかを調整しつつ、より効果的な支出を考えなくてはならない。教育に関していえば、どこに資源を配分するかを検討するのは困難な問題であり、決定したとしても正解は1つと限らない。

そのため、各々の政策がどのように実施できたかということを政策評価によって、その政策は効率的であり目的は達成されたとのべるしかない。「教育政策評価に即していえば、まず教育政策自体のねらいや性格の評価からはじめる必要がある。そしてそれがどうい

う結果をもたらし教育の充実発展に寄与したかを広い視点から明らかにし、その施策は必要だったかどうか、教育をもっとよくするには何が必要かなどを検討しなければならないだろう<sup>5)</sup>」ということを検討しなくてはならない。だが、言うことは簡単であるが、教育を受ける側と提供する側での認識の相違などによって必要な教育が変化する、または同質のものでも同じに感じることはないということが発生することもまた事実といえる。これらは大学教育においても同様といえる。また、昨今とりあげられている大学評価などは、「個々の大学で行う大学評価（自己評価）と区別する必要があるという点に注意しなければならない。大学評価の中では当然大学政策評価が含まなければならない。たとえば大学で十分に取組めない問題が大学政策の結果であるのか、その大学の問題であるのかを区別することが重要なのである。つまり政策の責任を大学が自ら負う必要はないのだ<sup>6)</sup>」とも言える。つまりは、政策によって行われた教育の問題点と大学側の問題点が混合される場合が多いのである。本来は、この区別を明確にしなくてはならない。政策によって行われたことを大学側が実行する負担についても、本来、大学で行うべきことであるのかどうかという検討なしに提案される場合が多く、どのような決定がなされているのかを決定する機関、または大学側の意見を吸収するような部門をもっと拡大するべきである。

## 3. 教育政策評価の重点課題と、その体制

現在、行われている政策評価は、政府がその政策の進行度合いや達成状況を把握するための内部評価といえる。とすれば、教育政策評価も教育関係者の意見も含めたとしても、やはり内部評価に過ぎない。あたかも、その評価を見た場合に、公式のものであり、他の第三者機関や専門家の意見も取り入れたとした場合、国民的合意や、公共選択がなされたと誤解されてしまう。教育を行う上での重要な点は、教育を受ける側と教育を提供する側の共通の価値観と理解の一致である。

教育は理念だけを実現するものではなく、その計画とプロセスを両者が合意したうえで行われるべきである。そして、その合意が行われた場合、ある種の契約的状态が発生し、その契約を互いが尊重し合い、また

継続し合わなくてはいけない。だが、多くの場合この契約は書面で行われることはなく、互いの無意識の中の合意でしかない。そのため、その契約に持続的効果やインセンティブがないため継続しないケースが多いといえる。

現在の教育は、個々の個性を活かしたものでなくてはならず、ベビーブーム世代のような一律の教育では、その発展を見ることができない。つまり、社会発展の一部を担い、個人の尊厳を確保し個々の可能性を広げるための活動であることを認識しなくてはならない。進路相談の時期、個別面談の時期においてのみ学生と向き合って個々の話をすれば間に合うような過去の教育パターンは今日には通用しない。現在は、常に、両者が話し合いをもつ場の提供が必要不可欠といえる。

教育政策の幅は、教育の研究のみならず、法律や財政問題と同時に考える必要が出ている。つまり、教育的政策を何か実行する場合は必ず、そのルールと予算を鮮明にし、管理していかななくてはならない。また、その対象者を明確にし、実行者が誰であるのか打ち出さなくてはいけない。こうすることで、その方向と活動が鮮明となり、より教育を受ける側に対しての説明材料となる。現在の教育に必要なのは、教育を提供する側と受ける側の意思の疎通と協力体制といえる。つまり、教育によって個性を理解し合い、それは一人が判断することではなく多くの眼によって判断され、総合的な判断のもと決定していかななくてはならない。このようにすれば、教育政策評価とは、例え自己評価でしかないとしても、それは、すでに多くの対象によって検討された結果となり、自画自賛の評価ではなくなる。教育政策とは、このような透明性のある政策でなくてはならない。また、それらは常に公表されるべきであり、実績を把握するとともに入手しやすい状態におく必要がある。

## 4. 民主党の教育政策と政策評価

1998年4月27日付けの民主党の基本政策として掲げている教育<sup>7)</sup>とは、「教育の地方分権を進めるとともに、価値観や能力の多様性を認め、自立した青少年を育てる教育改革を推進する。そのため、30人学級の実現、高校・大学入試制度や奨学資金制度の抜本的見

直しなどの教育諸条件を改善する。また、リカレント教育の制度化を進めるとともに、コンピュータ教育、国際化時代に通用する語学教育などを充実する。地域の生涯学習や生涯スポーツの基盤整備をするとともに、子育てのネットワークを育成する」とある。

すでに10年以上前のことであり、当時、問題となっていることが羅列されている。考えると、30人学級の実現とあるが、少子化の現在、自然と30人学級になりつつある。公立学校では1クラスの場合も多くみられる。コンピュータや語学に関していえば、特に今に始まって重要ということではなく、過去においても十分必要であった。こうして考えると党の基本方針として掲げている教育政策は、一般的なことを述べているに過ぎない。

さて、2009年に民主党が政権を担った際、教育基本法案は民主党の教育政策の集大成であると<sup>8)</sup>されている。その日本国教育基本法案について、いくつか取り上げ検討を行いたい。

まずは、政策の中にある、「教育の責任の明確化」について、国の責任と市町村の役割を明確にした教育制度を構築すると記載されており、下記3点からなっている。

- (1) 国は、義務教育における財政責任を負うとともに、「学ぶ権利」の保障について最終責任を負います。
- (2) 現行の教育委員会制度は抜本的に見直し、自治体の長が責任をもって教育行政を行います。
- (3) 学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する学校理事会制度により、主体的・自律的な運営を行います。

このような、政策策定を行う前に、まず義務教育とは何かを再検討する必要がある。今、義務教育は小中学校合わせて9年である。だが、昨今の高校進学率や大学進学率を考えれば、義務教育期間と、その後を分けることが必ずしも正しいとは言えない。また、「教育の責任の明確化」を推進するために中央教育委員会の設置を唱えており、それは、

- (1) 学習指導要領など全国基準を設定し、教育の機会均等に責任を持つ
- (2) 教育に対する財政支出の基準を定め、国の予算の

確保に責任を持つ

(3) 教職員の確保や法整備など、教育行政の枠組みを決定する

などに限定し、その他の権限は、最終的に地方公共団体が行使できるものとする。とあるが、現在、学習指導要綱などの全国基準の設定や教育の機会均等のバランスが問題といえる。また、基準とは何かと問いたい。小学生ならここまでは学習して覚えておく必要があるなどの区切りは必要といえるが、だが、それを1年から6年までの間に分けて、1年ではここまでのことを学習しなくてはならない、などのように1年単に区切る事が正しいのかが疑問視される。特に、小学校低学年などは、誕生月で子どもの発達に差が出てしまう。更に、「学校理事会」の設置を謳っているが、義務教育期間に必ずしも地域の小学校に行くとは限らない。私立に行く場合もあれば国立に行くことも考えられる。となれば、学校と有機的な連携が発生するとするこの政策のターゲットは大多数の地域の小中学校に通う児童をターゲットにしている。だが、そもそも、このターゲットの選定の仕方が正しいといえるのかという疑問がある。つまり、区立でも私立でもどこにでも自由に学校を選択し、さらに、地域のコミュニティに限定されることなく、もっと大きなコミュニティを形成し、その中で自由に選択できるような、政策を推進する必要があるのではなかったのか。

次に、「教育予算の充実」であるが、先進國中、著しく低いわが国の教育への公財政支出（GDP（国内総生産）比3.4%）を、先進国の平均的水準以上を目標（同5.0%以上）として引き上げるとしているが、この教育予算も単に引き上げるだけでは、根本的な解決とはいえない。予算を単に引き上げるといえば聞こえはいいが、必要な配分をどのように決定するのか。また、実績確保として、成果がある場合には、その予算比率を上昇させるなどの工夫も必要である。すべて一律にすればいいというわけではなく、その現場の努力をどのように評価するのかという基準を明確にしなければならないのである。

また「学校教育環境の整備」では、すべての人たちにとって適切かつ最適な教育の機会を保障するとし、

(1) 多様な教育の機会を提供

(2) よりきめ細やかな教育指導を実現

(3) 安全かつ快適な学校教育を実現

(4) 安全かつ容易な通学のための諸条件を整備

(5) 心身の健康、進学、職業選択等に関する相談体制を整備

(6) 情報化、国際化等社会の変化に対応した教育を充実

(7) 学習する機会が失われた人に再び学習する機会を提供

(8) 障害を有する児童生徒等については、共に学ぶ機会の確保に配慮しつつ、その特別な状況に応じた教育を充実

などを盛り込んだ「学校教育環境整備法案」についていえば、当たり前のことを述べているだけで、この整備の責任の所在と受益者の所在があいまいであるとしかれない。例えば、このような環境整備は政府として行うのか政府がその体制をバックアップし現場が活性化されるとするのにかよって、その方法は変わってしまうと思われる。ここでは、政府が行うのか、政府がバックアップし現場にその責任を負わせるのかわからない。

更に「教員の質（養成課程を6年制に）と数の充実」に関していえば、教員数を拡充することは良いが、教員の養成課程は6年制（修士）とし、養成と研修の充実を図るとあるのは、現場との差があり過ぎると考える。教育は学問ではなく現場主義であり、少しでも早く教育の現場に立つことが必要である。教育実習期間を延長することや、教員の養成課程を採用された後、二年間は実習生扱いであり継続して教育を受ける義務が発生するなどのほうがより現実的といえる。修士号は十分条件ではあるが、絶対条件になる必要はないといえる。また、必ずしも少人数の学級にすることが、教員が子どもと向き合う時間を確保するとは限らない。教員と児童が向き合う時間というのは、面談をあえて行うことばかりではなく、日々の学校生活の中の全ての時間に該当する。そのため少人数であれば、行き届いた教育ができると考えるのであろうが、だとすれば、教員1人で児童15人を見ることが、教員2人で児童30人を見ることがとの違いは何か。単に数字だけの問題ではなく、1人の教員が15人の児童を見ることがより、2人の教員が児童を30人見ることがのほうが平均的、かつ平等な判断が下せる。多くの場合、担任、

副担任制度があるが、通常、副担任はあくまでも担任不在時における役目しか存在しなかった。だが2人担任制であれば、互いが同じように児童をみていく必要がある。常に連携して児童を把握するので偏った判断は減少するであろう。

「高校無償化法案」に関して言えば、これならはじめから義務教育にしてはどうかと思われるし、「奨学金制度改革」にしても所得で区切ることが正しいのか疑問である。確かに高所得者の場合と低所得者が学費にかけられる金額の割合は違うという前提にたつと、そうといえる。だが、教育を受けるのは生徒であり、親ではない。親の所得関係なしに子供が自分の意思で奨学金を受けながら通いたいというのであれば推進すべきなのではないであろうか。「スクールカウンセラーおよびガイダンスカウンセラー制度の充実」に関して言えば、小中高だけでなく、それこそ保育園、幼稚園から必要である。

「大学改革と国の支援のあり方」では、産業振興的な側面ばかりでなく、学問・教育的な価値にも十分に配慮をするとあり、大学改革についての検討が挙げられているが、この文面で大学という自治をより大きく尊重するのか、大学を均等化するのが不明確である。現在、大学は義務教育ではない。そのため、その大学の教育方針や大学で受けるサービスをもとに学生が選択して入学している。つまり、この提供するサービスの質を良好にするためにサポートしてくれるのであれば、より質の向上のために大学側の努力が必要となるが、多くの場合、一律の水準を掲げられて、その水準に達することが必要であるとする改革案が多い。その内容確認のために多くの書類提出を必要として、そのレベルに達していることを証明するにとどまることが多く、このようなことを実行することが改革と言われている。これは、大学レベルの改革ではなく、大学を管轄する部門の改革であり、直接学生に影響するような改革につながるといえるのであろうか。

最後に、「子育て・教育」について掲げられている政策に関して言えば、出産費用の負担、子供手当、公立高校の無償化など全てにいえる事であるが、そのサービスを提供する機関への資金提供とし、サービスを受ける側は資金を用意しなくてよい環境にすることはできないのであろうか。現在、出産一時金などは、

2010年4月までの猶予期間がついたものの、直接医療機関に支払う制度が発生し、実質負担軽減が2009年10月から実施されている。教育費用に関しても、国公立、私立の区別や、親の所得でその負担額を変化させるよりも、対象である学生と、その学生を受け入れる機関への直接支払いなどにすべきではないのかと考えられる。現在、国公立であっても一定レベル以上の学力をようする学生の親の平均所得はかなり高いケースが多い。つまり、親の年収が低いから公立や国立に行くということは当てはまらない。個人の能力と、個性で進学する学校を決めているのである。ならば、学生1人当たり、一定の金額を割り当て、その金額は、国公立、私立関係なく対象者が選択した機関に支払われ、あまった分に関しては、返金するような仕組みも検討できる。多くの教育費用に関わる政策は親を基準に考えているが、実際に教育を受ける個人を基準に考え直すべきである。

政策評価には、必要性、効率性、有効性、公平性などの基準があり、その基準から政策の評価を行う。このような4つの基準から、民主党の教育政策を検討したい。

教育基本法案を政策評価的観点から検討すると、34頁のような表となる。この表から検討すると、民主党の掲げている教育政策は、必要性に偏っており、効率性と、有効性が非常に少ない。このため、理想を掲げることに終始しており、実現することに対しての採算性の問題や実行するための手段が不明確となっている。政策を実施することによって、予算、もしくはその他の資金面的な部分が効率的に運営されるなどの側面を発揮されることによって、より実施することが可能となる。だが、民主党の政策はその実行面と資金面の部分が欠けており、実現性が低い。

民主党は教育政策として教育委員会制度を事実上解体することを目指している。だが、むしろ教育行政への介入や、干渉を招き不当な業務が発生することもある。教育は、独立したものであり、自由と自治がなくてはならない。不当な制度や行き過ぎた干渉は、教育の創造性を欠如させ、停滞させてしまう。日本国教育基本法案を中心軸として、今後、民主党の教育政策は検討されていくと思われるが、効率性と有効性を含めた政策を再度検討の必要性を感じる。

		必要性	効率性	有効性	公平性
1	教育の責任の明確化	◎			
2	中央教育委員会の設置		◎		
3	保護者や地域住民等による「学校理事会」の設置	◎			
4	教育予算の充実			◎	
5	学校教育環境の整備				◎
6	教員の質（養成課程を6年制に）と数の充実	◎			
7	教育の無償化	◎			
8	高等教育の機会の保障	◎			◎
9	奨学金制度改革	◎			
10	私立学校の振興	◎			
11	学習指導要領の大綱化	◎			
12	教科書の充実		◎	◎	
13	拡大教科書の充実	◎			
14	学校安全対策基本法の制定	◎			
15	学校施設耐震化の促進	◎			
16	スクールカウンセラーおよびガイダンスカウンセラー制度の充実	◎			
17	大学改革と国の支援のあり方	◎			
18	大学医学部の充実	◎			
19	専修・各種学校の充実	◎			
20	学校図書館の整備等	◎			
21	生涯学習の充実	◎			
22	インクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育の推進	◎			◎
23	国内外における日本語教育の充実	◎			◎
24	芸術文化・コミュニケーション教育の充実	◎			◎
25	伝統文化の保存・継承・振興	◎			◎
26	スポーツ基本法の制定	◎			◎
27	地域密着型の拠点づくりを推進	◎			◎
28	校庭の芝生化	◎			◎
29	地域スポーツリーダーの育成	◎			◎
30	スポーツ医学振興政策	◎			◎
31	世界レベルでのスポーツを推進	◎			◎
32	イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備	◎			◎
33	科学技術人材の育成強化	◎			◎
34	中小企業の研究開発力の強化	◎			◎
35	世界最先端の環境エネルギー技術の確立	◎			◎

### 5. 政策的実践教育

#### ー現代政策学部女子学生セミナーの試みー

現代政策学部では、一部の女性教員によって女子学生セミナーが実施されてきた。この目的は学生同士の交流の場の提供と女性の向上心や社会適応能力を伸ばすことである。3年目になる2008年に、就職活動を控えた3年の学生達が自分たちの本来の適性に関して悩んでいる現状をふまえて女子学生セミナーから一つの提案が行われた。

その提案とは、まず学生に自分自身の2つの適性を知ってもらうこと、そして、その結果を踏まえて日々の精神的成長の過程で、どのような変化があるかを確認していく。このことによって、学生が自分自身でも気が付いていない、能力や才能を発見することができるのではないかとということであった。そこで、デザイン、コミュニケーション、アクション、ソリューションの発達及び開発を目的としたプログラム（以下DACSプログラム）を開始した。

まず、2009年3月に女子学生、全員にアンケート用紙を送付し協力を依頼した。回収率は30%である。まず、エゴグラムによって自分の個性や状態や状況の把握を目的とした。その結果から判明したことは、現代政策学部の女子学生の傾向が判明した。大まかにわけて3タイプに分かれる。

#### タイプ1

もっとも多いのがこのタイプ1であった。まず、NPとFCが高く、その他は非常に低い。傾向的には、非常に無邪気であり、優しく思いやりがある学生が多いといえる。但し、人に対しても厳しくない半面、自分に対しても厳しくない傾向が強い。また反骨精神にかけ、他人の意見に流されやすい傾向もある。そのため、自分から行動を起こすということがなく受身であるということになる。

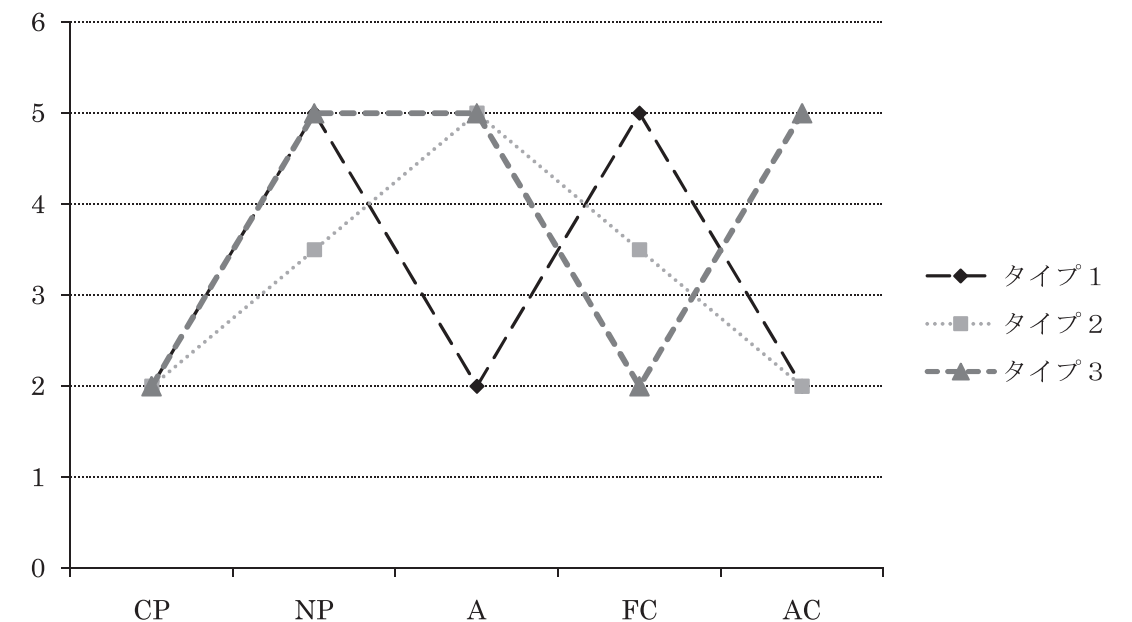
#### タイプ2

Aだけが高く、他はAよりも低い。この場合、非常に、成熟しており、認識感覚や現状把握能力にすぐれているため、人当たりも良い。何に対しても、エネルギーを使うことをせず、常に一定の安定感がある。また、本人の努力以上の評価が行われる場合が多く、あまり努力をしなくても、平均以上の成績が取得できている。そのためか、第一印象は良いが、深く話していくと、細かい部分についての認識の甘さがあり、将来の見通しなどについても、あいまいな点が多い。

#### タイプ3

CPとFCが低く、その他が高い。思いやりがあり、現状把握能力もあり、自分自身の目標もあるため、非常に評価も高く、実力もある。但し、自分を表現する

1 現代政策学部女子学生のタイプ別傾向



ことが不得意なため実力が発揮できていない。そのため、楽しいことを楽しいと思えず、自分自身でも気がつかないようなストレスをためていることがある。

このように、大まかではあるが現代政策学部の女子学生は3つの傾向が多いことが判明した。まず、全てのタイプに共通していえることは、自分自身に対しても人に対しても厳しきよりも優しきが出るということである。言い換えれば、甘えが出てしまい必ずやらなければいけないという厳しきに欠けているといえる。そのため、楽な方や、他人の意見、大多数の意見に流されやすいようである。

## 6. DACSプログラムの内容とその方法

そこで、アンケートの返信をしてくれた学生に今後の活動の説明を行い、参加し協力してくれる学生を募集した。その際に、まず1年間の協力を要請した。何故ならば現状は常に変化するために、このエゴグラムを最低、2カ月に1回、実施しなくてはならない。また、どのような変化が発生したかを常に確認していく必要がある。そのため、協力的な学生でなければ継続した数値を得ることが出来ないと判断した。最終的に12人の学生が賛同してくれた（4年生5名、3年生4名、2年生1名、1年生3名）。こうして、DACSプログラムは開始した。

まず、月に一回のミーティングの開催を行った。この際に、グループ全体での自分の立場を明確にしていくなりに自己表現の場を提供した。

次に、個別に個人目標を掲げてもらう。この目標に向かって、どのような努力を行うかなどは個別に相談していく。目標は、三年生以下は資格試験に合格すること、四年生は内定を獲得することである。資格試験に関して言えば、エゴグラムと適性検査の結果から、その学生個人に向いていると思われる資格試験をいくつか提案し、その中から受験してもらう方法とした。これは、現在資格試験は1つの就職対策として受験する学生が多い半面、実際に就職試験を受ける際に、実際に受ける企業で必要とされていない資格のために、取得した資格試験が活かされていないケースが多かった。その無駄を省くということと、個人的適性に向いている資格試験は向いていない資格試験よりも合格率が高いのではないかとこの仮説に基づいたためである。

最後に、エゴグラムと適性検査を定期的に受けてもらい、性格面と能力面の乖離が無いかを確認し、話し合うこととした。

まず、DACSプログラムを通して一年間のエゴグラムの変化は非常に大きいものがあった。まず、CPの安定的な上昇がみられた。これは、当初DACSプログラムの協力を要請した際に、自分自身の目標は何かを明確にし、それに向かって実行した結果、自分に対しての厳しさを身に付けたと推測される。

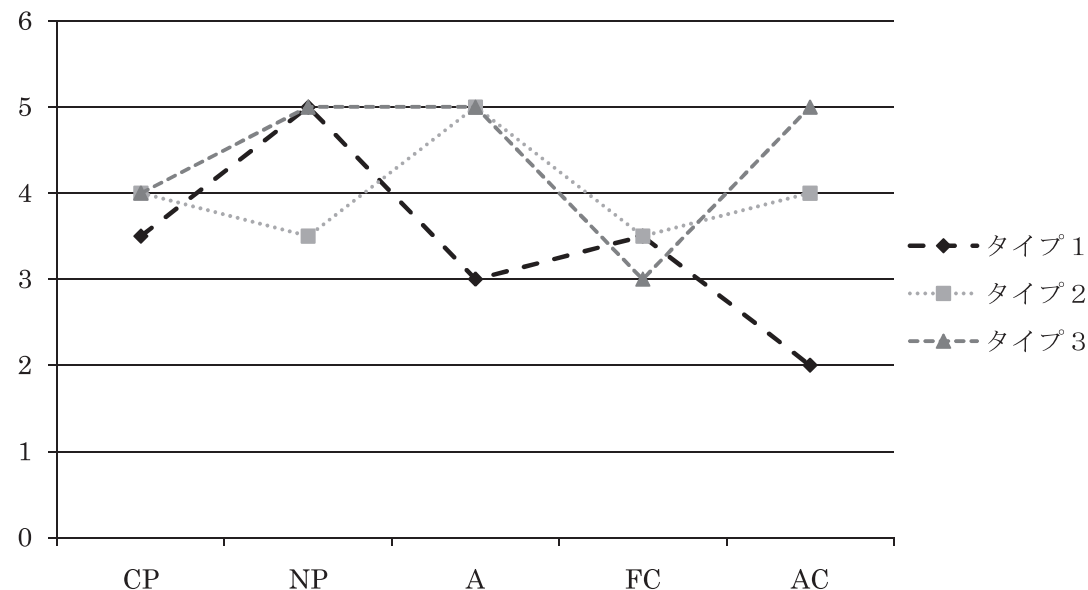
また、比較的Aが上昇した。一ヶ月に一回ではあるが、集団での討論や会議などを行うことで、現状把握能力が身につけられたと判断する。

次に、学生が目標とした資格試験と就職に関してどのような支援をおこなったかを述べる。先ほども述べたようにエゴグラムと適性検査の2つの乖離をなくす必要がある。例として福祉関係に適性が出ていた学生をみでみる。福祉系の仕事に向いていると記載された学生は、ヘルパー、医療機関、福祉施設などが就職の範囲と考えていた。しかし、この学生は営業などの対人関係の仕事にはエゴグラムでは向かないと判断できた。仮に、ヘルパーなどの仕事を行った場合、対人業務が多くかなりのストレスとなってしまう、仕事が長続きしない可能性があるといえる。この学生がエゴグラムで適している業種は事務事業であった。そのため、検査の結果を話し合い、医療事務に向いている可能性があるのではと話し合った。結果、福祉住環境3級を受験し合格。また、4年生はエゴグラムによって自分自身を理解すると同時に、自分の本来の自己認識をするために数度にわたって内容の解説を行い、適性検査との乖離部分を説明した。このことによって適性検査における信用度が上昇し、気分や精神状態によって起こる適性検査の変動幅が減少することとなった。図は結果の信頼度合いの推移である。

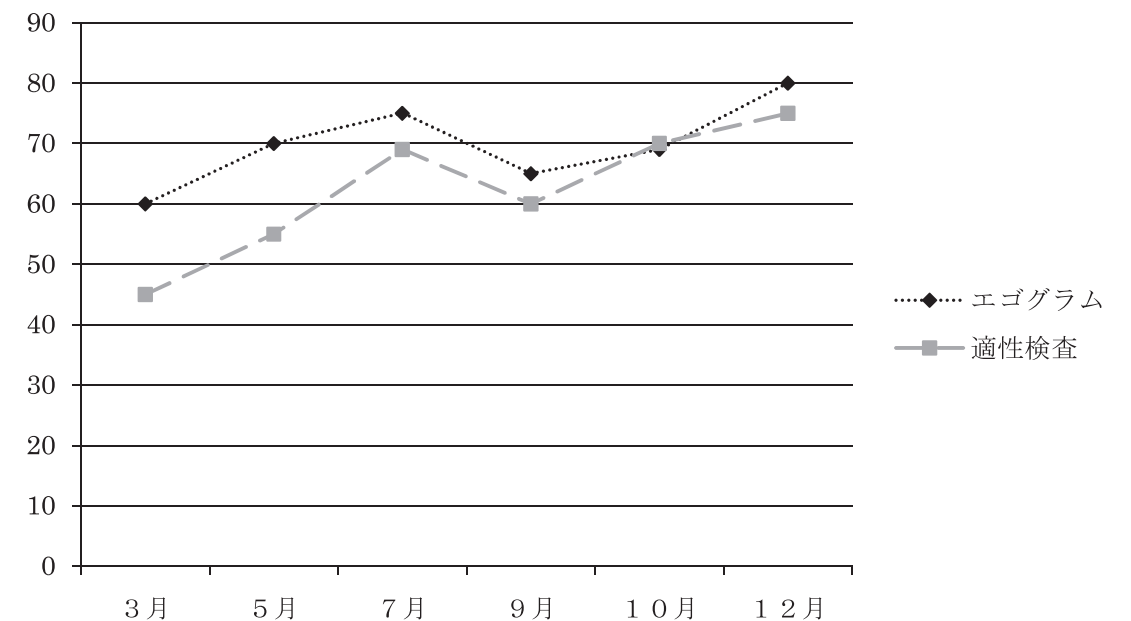
当初、適性検査の信頼度合いが50%を下回っていた。検査用紙をみると、同じような質問であっても、少し問いを変えられてしまうと答えが変わっていることが多々あった。これは、思考や行動パターンを自己認識できていない、もしくは、自分の考えがまとまっていないためである。また、自分に自信がないために起きた現象といえる。ところが、回数を重ねていくと、解答に一定の法則が個人の中で確立されていった。同様の質問に対して、安定した解答をするようになった。このようなことから、徐々に適性検査の信頼度の値が上昇していった。9月に一時下がったのは夏季休暇を挟んでしまったことが原因といえる。その後、10月、12月と上昇していった。このように、時間をかけた自己分析と認識が個人の意識改革をおこなっていたと思われる。この結果、DACSプログラムに参加していた5名の4年生女子学生はエントリーシート及び履歴書などの自己表現が分かりやすく明確に記載されており、一次面接まではなんなく進んでいった。また、全員、最終的には内定を早い段階で得ることができた。これも就職活動中に、どのように自分をデザインし見せるかという現状把握能力を身につけていたことと、的確なコミュニケーション能力を発揮できたからといえる。

このように、現代政策学部女子学生セミナーは、学生の潜在的なエンパワーメント力に着目した。多くの

2 タイプ別傾向の、その後の変化



3 検査結果の信頼度合いの推移

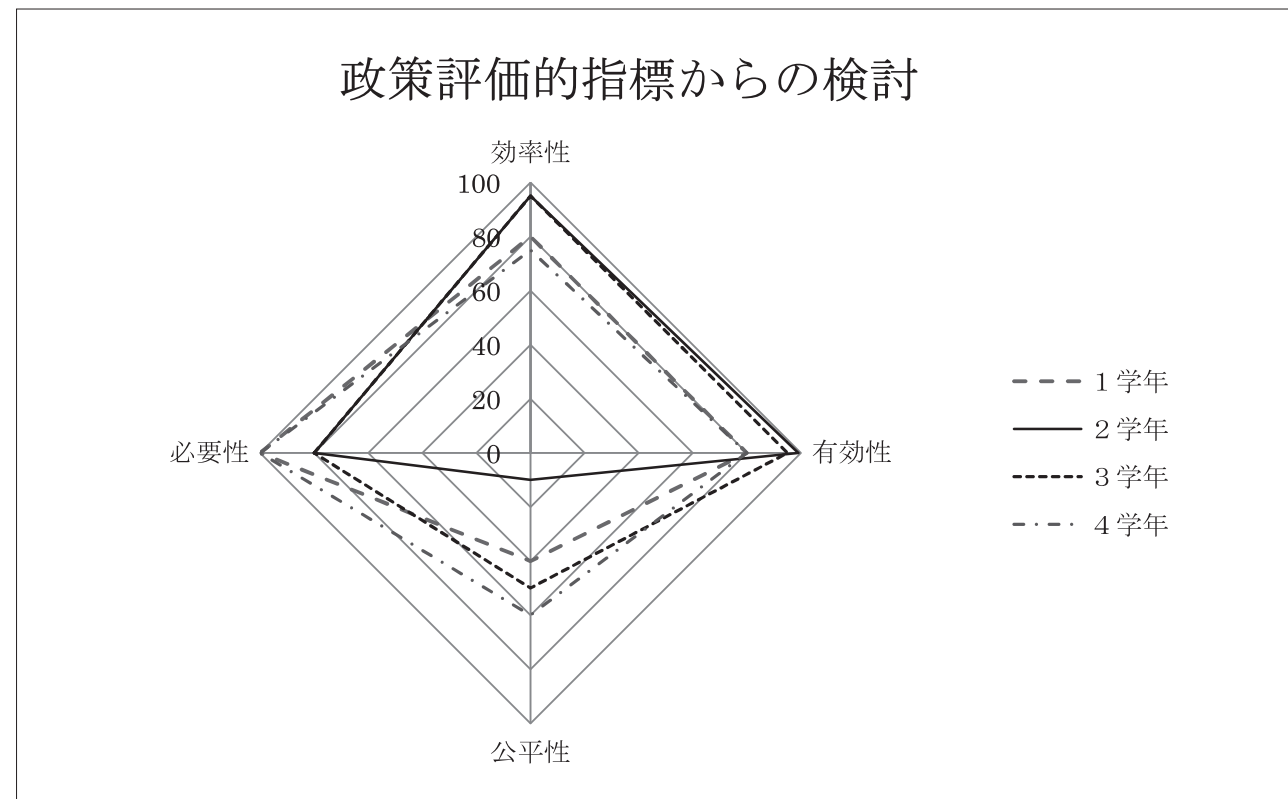


場合、エンパワーメントはリーダー育成であると捉えられる。ビジネスのリーダーとして、もしくはグループのリーダーとして、活躍することがエンパワーメントだと思われる。確かに、企業やグループでは、リーダーとして影響を発揮することは必要であり、そのために必要不可欠なことは何なのかを学んでいる。また、リーダーとしての役割として他人にどのように、仕事やグループ間の問題を任せれば良いのかを検討したりしている。しかし、実際に企業や、グループにリーダーばかりが必要なのであろうか。本来、リーダーシップの根源とは役割である。自分が、その企業やグループにおいてどのような役割を演じるか、そこには無理がないか、自分自身の個性と適合しているかを検討していかなくてはならない。リーダー的存在があれば、それらをサポートするものも必要であり、さらには聞き役や、提案役などの色々な役割が存在しており、その役割のエキスパートを演じることができる必要がある。そうすることで、エンパワーメントとしての力を発揮し、演じた役割によって個人や集団に対して対外的な影響を与えることが可能となる。そのためには、なによりも自分自身を良く知ることであり、自己認識と自己分析が必要となる。まずは、

自分自身が本能的に希望していることと、学んできた環境によって身に付けた能力による適性の乖離をなくすこと。そして、そのことについて十分に自分自身が認識することが必要である。また、自分の認識と対外的な認識における乖離があってはならない。この乖離を埋めることで自分を取り巻く環境をも含めた個性を確立することができる。就職活動を行っていた学生は、就職活動中に自分に問題点があったときに、どのように解決していくかというソリューションの能力をも身に付けており、最終面接までにいけない場合の反省点や、問題点を把握し次に活かしつつ就職活動を行っていた。

### 7. 政策評価的側面から見たDACSプログラムの検討課題

今回、城西大学現代政策学部女子学生セミナーによって行われたDACSプログラムを、必要性、効率性、有効性、公平性の4つの指標から検討した図が下記である。学年毎に分けたのは、学年によって、資料やその達成目標の違いを考慮するためである。まず公平性の観点から考えると、このDACSプロ



ラムは、最初の時点で女子学生全員にアンケートを配布している。その点においては公平であったが、その後、そのアンケートを提出した学生の中から、エゴプログラムの結果によって参加要請を検討した。全員に参加の機会があったとはいえない。但し、このプログラムの目的は、1つの仮説としてたてた、エンパワーメントの潜在能力を引き出すことを目的とした対話と参加を要請するものである。そのため、プログラムの目的としては、数回にわたって参加する機会を提供しており閉鎖的なものではなかった。それゆえ、この公平性がなかったとはいえない。

次に、必要性について検討する。このDACSプログラムは全ての学年において必要性を発揮できたといえる。但し、学年によって内容が異なること、その重要性が変わってしまうことなどを考慮にいと、2学年、4学年における必要性は、1学年、3学年よりも若干下回る、これは2学年では、学業や就職活動などではなく、部活などの比較的学生生活に関わる点に重点が置かれるためといえる。また、4学年では、すでに就職活動の半ばに達しているため、最終的な結果を出す時期にきているためである。1学年は、今後の進路を決定する意味において、また、自分の適性を初めて知るなどの点で、新たな発見が多く行われた。この発見は本人も気がつかないものであり、今後の学生生活を決定する意味においても重要といえる。3年生では、これからはじまる就職活動について、弱点克服や個人的な魅力と可能性を伸ばし、自己表現力の向上にも重要となった。

更に、効率性の検討という側面では、費用対効果という側面から検討すると、全ての学年において有効性としての効果はあったが、2学年、3学年は、その効果が1学年、4学年よりも高い位置であった。特に、資格試験に関する2学年、3学年の有効性は目覚ましく、適性検査とエゴプログラムから導きだした資格試験には、ほぼ合格している。4学年においても就職という目的が達成されていたため、有効性は高いものの、そのため資格試験に関しては力が入らなかったこともあり、4学年には資格試験を目標に置くことは効率性を下げるだけだという結果が導きだされた。

最後に、有効性を検討する。エゴプログラムと適性検査の結果から、個人の潜在能力にあった活動を行うこと

が、学生のエンパワーメントを引き出すということがDACSプログラムの目的であった。この当初の目的から考えると、かなりの達成度合いといえる。全ての学生が、個人の魅力と個人においても気がつくことがなかった適性を理解することができた。そして、来年度の進路や、その方向を指し占めることに関して非常に効果をあげた。

これらの4つの観点から、DACSプログラムを評価すると、公平性以外はかなり成果をあげたといえる。公平性については、今回のプログラムの目的としてはある程度の達成を見せているが、今後、このプログラムで得た結果をどのように学生に還元することができるかであろう。以上のことから1年間を通した、このDACSプログラムを政策評価的側面から検討した。

DACSプログラムの今後の検討課題としては、このプログラムを実行する上で、問題としていなかった基礎学力という側面であろう。DACSプログラムの目的自体が学生個人の潜在能力を伸ばすこと、発見することであった。そのため、その学生に適した資格試験などの合格率は80%を超えている。数理能力や文章読解能力などの基礎学力の向上という側面はDACSプログラムでは検討していない。今後、このDACSプログラムを更に、効果的で魅力あるプログラムにするためには、基礎学力向上という新たな視点を加えることが、必要と不可欠である。

なお、このDACSプログラムは2008年度から2009年度における学長所管からの資金提供を受けて、1年間の準備期間を含めた2年間にわたる研究活動の成果であり、この研究を支援して頂いたことに感謝するとともに、参加協力してくれた学生に感謝したいと思う。

【注】

- 1) 日本教育政策学会編「教育政策と政策評価を問う」、日本教育政策学会、株式会社八月書館、2005年6月30日、p 52。
- 2) 日本教育政策学会編「教育政策と政策評価を問う」、日本教育政策学会、株式会社八月書館、2005年6月30日、p 54。
- 3) 日本教育政策学会編「教育政策と政策評価を問う」、日本教育政策学会、株式会社八月書館、2005年6月30日、p 55。
- 4) 日本教育政策学会編「教育政策と政策評価を問う」、日本教育政策学会、株式会社八月書館、2005年6月30日、p 56。  
たとえば社会権規約の第13条の2(c)は、高等教育の「無償教育の漸進的な導入」を規定している。しかし日本政府はこの条項を一貫して留保し認めていない。これに対して国際人権規約社会権規約委員会の「総括所見」(2001年8月)ではこの「留保を撤回する意志を締約国が有していないことを、とくに懸念する」(11項)と批判されているのである。最近の教育基本法の「改正」問題もこのような部類の問題であるといわなければならない。すなわち現在の教育の問題は教育基本法の問題ではなくむしろ教育基本法を十分に実施してこなかったことの結果であり、教育の現状を理由として教育基本法の改正をいうことは筋違いであるというべきだろう。
- 5) 日本教育政策学会編「教育政策と政策評価を問う」、日本教育政策学会、株式会社八月書館、2005年6月30日、p 57。
- 6) 日本教育政策学会編「教育政策と政策評価を問う」、日本教育政策学会、株式会社八月書館、2005年6月30日、p 58。
- 7) [http://www.dpj.or.jp/policy/rinen\\_seisaku/seisaku.html](http://www.dpj.or.jp/policy/rinen_seisaku/seisaku.html)
- 8) <http://www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/11.html>
- 9) <http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2009/index.html>

【参考HP】

- 1 <http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-top.htm>
- 2 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/houritu.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/houritu.htm)
- 3 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyoka\\_hosinhonbun.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyoka_hosinhonbun.html)

- 4 [http://203.180.140.4/menu\\_news/s-news/daijinkanbou/040430\\_1.pdf](http://203.180.140.4/menu_news/s-news/daijinkanbou/040430_1.pdf)
- 5 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/hyouka/jissi/020302.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/jissi/020302.htm)
- 6 [http://www.tbr.co.jp/pdf/sensor/sen\\_a085.pdf#search=研究開発の評価の現状](http://www.tbr.co.jp/pdf/sensor/sen_a085.pdf#search=研究開発の評価の現状)。
- 7 <http://ci.nii.ac.jp/naid/40005570422>
- 8 <http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/031.pdf#search='高等教育の教育職員の地位に関する勧告'>。
- 9 <http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp/universityissues/AGENDA21.htm>
- 10 [http://www.jica.go.jp/activities/issues/education/pdf/HigherE\\_J.pdf#search='高等教育の変革と発展のための優先行動の枠組み'](http://www.jica.go.jp/activities/issues/education/pdf/HigherE_J.pdf#search='高等教育の変革と発展のための優先行動の枠組み')。

【参考文献】

- 『公共ホールの政策評価』中矢一義，慶應義塾大学出版会，2005.10.
- 『高等教育と政策評価』喜多村和之，玉川大学出版部，2000.8.
- 『教育の費用効果分析—学校・生徒の教育データを使った政策の評価と立案—ヘンリー レヴィン』パトリック マキューアン，Henry M. Levin, Patrick J. McEwan, 赤林 英夫(翻訳)，日本評論社，2009.8.
- 『高等教育と政策評価』喜多村 和之編，出版社：玉川大学出版部，2000.7.